

公立大学法人岐阜県立看護大学 平成 26 年度財務諸表の概要

1 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	4,526	負債の部	636
固定資産	4,285	固定負債	558
土地	1,235	資産見返負債	533
建物	2,462	長期リース債務	25
構築物	109	流動負債	78
工具器具備品	70	運営費交付金債務	7
図書	398	未払金	40
車両運搬具	2	その他	31
その他	9	純資産の部	3,890
流動資産	241	資本金	4,718
現金及び預金	240	資本剰余金	△1,012
その他	1	資本剰余金	10
		損益外減価償却累計額	△1,022
		利益剰余金	184
		教育研究の質の向上並びに組織運	
		営及び施設整備の改善等積立金	141
		当期末処分利益	43

※単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合があります。

(1) 資産

- 土地及び建物の約 37 億円は、すべて法人設立時に岐阜県から承継したものです。
- 図書は約 4 億円で、1,083 万円の増加及び 1,024 万円の減少により、今期 約 59 万円の減少がありました。
- 現金及び預金は、約 2.4 億円です（増減の内訳は、「3 キャッシュ・フロー計算書」を参照）。

(2) 負債

- 地方独立行政法人固有の科目である資産見返負債約 5.3 億円は、そのほとんどが法人設立時に岐阜県から譲与された物品（償却資産）に対応するもので、減価償却又は除却に応じて負債から収益に振り替えられます。
- 運営費交付金債務約 700 万円は、給与、退職手当等の財源として交付した運営費交付金の残額であり、翌事業年度において給与、退職手当等の財源に充当したとき収益に振り替えられます。
- 未払金約 4,000 万円は、平成 27 年 4 月に支払期限の到来する契約の相手方に対する金銭債務です。

(3) 純資産

- 資本金約 47 億円は、岐阜県からの出資によるものです。
- 損益外減価償却累計額約 10 億円は、主に法人設立時に岐阜県から承継した建物に係る減価償却累計額で、資本剰余金の控除項目として表示しています。
- 当期末処分利益は、約 4,300 万円です（損益の内訳は、「2 損益計算書」を参照）。

2 損益計算書

(単位：百万円)

費用の部	842	収益の部	862
経常費用	833	経常収益	869
業務費	751	運営費交付金収益	595
教育経費	81	授業料等収益	208
研究経費	39	資産見返負債戻入	40
教育研究支援経費	71	財務収益	0
役員人件費	17	雑益	19
教員人件費	404	財産貸付料収入	10
職員人件費	139	科研費間接経費収入	4
一般管理費	90	その他	5
財務費用	1		
当期純利益	20		
目的積立金取崩額	23		
当期総利益	43		

※単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合があります。

(1) 経常費用

- 法人の主たる業務である教育研究に関する経費は、約 2.0 億円です。
- 人件費は、約 5.6 億円です。

(2) 経常収益

- 法人の業務運営の主たる財源である運営費交付金収益が約 6 億円です。
- 法人の主たる自己収入である授業料等収益（授業料、入学金及び検定料）が約 2.0 億円です。
- 主に法人設立時に岐阜県から譲与された物品（償却資産）の減価償却費に対応する収益である資産見返負債戻入が約 4,000 万円です。

(3) 当期純利益

- 平成 26 年度の純利益は、約 2,000 万円です。

(4) 目的積立金取崩額

- 平成 26 年度の取崩額は、約 2,300 万円です。

(5) 当期総利益

- 平成 26 年度の総利益は、約 4,300 万円です。

【参考】主な財務指標

	公立大学法人 岐阜県立看護大学	
	25年度	26年度
学生数	364	359
常勤教員数	53	51
学生1人当たり教育経費	234,264	226,346
教員1人当たり研究経費	711,253	771,226
教育研究経費比率	26.1%	25.5%
人件費比率	73.9%	74.5%
一般管理費比率	9.8%	11.9%
自己収入比率	25.8%	25.8%
運営費交付金比率	69.0%	69.0%

注：学生数及び常勤教員数は、各法人の業務実績報告書に記載された人数

◆財務指標の算式◆

財務指標	算式	備考
学生1人当たり教育経費	教育経費／学生数	高い方が望ましい
教員1人当たり研究経費	研究経費／常勤教員数	高い方が望ましい
教育研究経費比率	(教育経費＋研究経費＋教育研究支援経費) ／業務費×100	高い方が望ましい
人件費比率	人件費／業務費×100	どちらかといえば低い方が望ましい
一般管理費比率	一般管理費／業務費×100	低い方が望ましい
自己収入比率(※)	自己収入／経常収益×100	高い方が望ましい
運営費交付金比率	運営費交付金収益／経常収益×100	どちらかといえば低い方が望ましい

※自己収入：運営費交付金収益、施設費収益、補助金等収益及び資産見返負債戻入以外の経常収益

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

業務活動によるキャッシュ・フロー	53
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21
資金増加額	△14
資金期首残高	134
資金期末残高	120

※単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合があります。

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

- 支出が約 7.9 億円、収入が約 8.4 億円で、差引 約 5,300 万円の資金増加がありました。
- 主な支出は、商品、サービス等の購入によるものが約 1.6 億円、人件費が約 5.7 億円です。
- 主な収入は、運営費交付金収入が約 6.2 億円、授業料収入が約 1.7 億円です。

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

- 定期預金への預入による支出で約 1.2 億円、有形固定資産の取得による支出で約 4,700 万円の資金減少及び定期預金からの払戻による収入で約 4,600 万円の資金減少がありました。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

- 主にリース債務の返済による支出で、約 2,100 万円の資金減少がありました。

4 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

業務費用	618
損益外減価償却相当額	205
引当外賞与増加見積額	1
引当外退職給付増加見積額	△32
機会費用	21
行政サービス実施コスト	813

※単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合があります。

(1) 業務費用

- 損益計算書上の費用約 8.4 億円から自己収入等（授業料収益、入学金収益、資産見返負債戻入等）約 2.2 億円を控除した約 6.1 億円について、住民等が負担するコストとして認識します。

(2) 損益外減価償却相当額

- 法人設立時に岐阜県から承継した建物等に係る減価償却累計額約 2.0 億円は、損益計算書上の費用に計上しないため、住民等が負担するコストとして認識します。

(3) 引当外賞与増加見積額

- 運営費交付金により財源措置されるため引当金を計上しない引当外賞与増加見積額▲約 120 万円について、住民等が負担するコストとして認識します。

(4) 引当外退職給付増加見積額

- 運営費交付金により財源措置されるため引当金を計上しない退職給付増加見積額約 3,200 万円

について、住民等が負担するコストとして認識します。

(5) 機会費用

○機会費用約 2,100 万円のうち約 1,500 万円は、岐阜県からの出資額約 47 億円を市場で運用した場合に得られたであろう金額として計算した額を、住民等が負担するコストとして認識します。

5 地方独立行政法人会計制度の概要

①企業会計原則の導入

複式簿記を導入し、企業会計並みの財務諸表を作成させることで、資産・負債の状態や業務実施のための費用負担状況、収益獲得の状況を把握可能とした。

また、住民等が負担するコスト（税財源で賄うこととなる法人運営コスト）も提供させることとした。

②地方独立行政法人の特性に応じた会計処理の工夫

原則として独立採算を前提としない地方独立行政法人の特性を勘案し、企業会計には見られない運営費交付金等の特有の会計処理に対応した会計基準（「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」）を採用。

<財務諸表の種類>

名 称	内 容
貸借対照表	法人の財政状態（ある時点における資産、負債及び純資産）を表示
損益計算書	法人の運営状況（発生した費用及び獲得した収益）を表示
キャッシュ・フロー計算書	法人の業務に伴う資金の収支状況を表示
利益の処分又は損失の処理に関する書類	損益計算書で算出された利益の処分状況（目的積立金への整理等）又は損失の処理状況を表示
行政サービス実施コスト計算書	法人の業務運営に伴う実施コスト（住民等の負担額）を表示
附属明細書	上記財務諸表に関する補足的情報を表示

<地方独立行政法人会計基準における主な地方独立行政法人固有の会計処理>

区 分	会 計 処 理 方 法
図書の評価方法（会計基準第 38）	◆図書については、雑誌やパンフレット等、業務上一時的な意義しか有さないものを除き、有形固定資産として資産計上し、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わない。
運営費交付金・授業料の会計処理（会計基準第 79）	◆運営費交付金は、県から法人に対して負託された業務の財源であり、交付金の受領をもって直ちに収益と認識することは適当ではないため、受領時に「運営費交付金債務」として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行う。また、授業料についても、学生から負託された教育の経済資源であり、一定の負債性が認められることから、「授業料債務」として運営費交付金と同様の取扱いとする。 ◆公立大学法人については、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を

	<p>業務の進行とみなし、「運営費交付金債務」及び「授業料債務」を収益化することを原則とする（＝期間進行基準）。</p> <p>◆普通運営費交付金（効率化対象外経費）や特別運営費交付金（退職手当等）のように充当する経費が明らかにされているものについては、支出額を限度として「運営費交付金債務」を収益化する（＝費用進行基準）。</p>
<p>固定資産の取得に係る会計処理（会計基準第79）</p>	<p>◆運営費交付金又は授業料を財源として固定資産を取得した場合において、当該固定資産が、</p> <p>ア：非償却資産（その取得が中期計画の想定範囲内）である場合 →「運営費交付金債務（授業料債務）」から「資本剰余金」（純資産）に振り替える。</p> <p>イ：償却資産である場合又は非償却資産でアに該当しない場合 →「運営費交付金債務（授業料債務）」から「資産見返運営費交付金等」（負債）に振り替える。</p> <p>◆「資産見返運営費交付金等」は、毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、「資産見返運営費交付金等戻入」（収益）に振り替え、費用と収益を対応させる（損益均衡）。</p>
<p>特定の償却資産の減価に係る会計処理（会計基準第85）</p>	<p>◆法人設立時に県から承継した建物等償却資産のうちその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産に係る減価償却費相当額は、損益計算上の費用には計上せず、「損益外減価償却累計額」として資本剰余金を減額する。</p>
<p>退職給付に係る会計処理（会計基準第87）</p>	<p>◆退職給付に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが中期計画等で明らかにされている場合には、退職給付引当金は計上しない。</p>